

愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業

【添付資料 2】

落札者決定基準

2026年8月

愛 知 県

目 次

1	落札者決定基準の位置付け	1
2	落札者決定方法の概要	1
	（1） 事業者選定の方法	1
	（2） 審査の進め方	1
	（3） 審査体制	1
3	審査の手順	2
4	審査方法	3
	（1） 資格審査	3
	（2） 提案審査	3
	（3） 落札者の決定	5

1 落札者決定基準の位置付け

本落札者決定基準（以下「本基準」という。）は、愛知県（以下「県」という。）が、愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うに当たり、県が設置した愛知県美術品等共同収蔵庫整備等事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、最も優れた応募者を選定するための方法や評価項目等を定めるものである。また、本基準は、本事業に参加しようとする者に交付する入札説明書と一体のものとする。

2 落札者決定方法の概要

（１）事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 第 3 項に基づく、総合評価一般競争入札方式を採用する。

本事業は、愛知県美術品等共同収蔵庫（以下「本施設」という。）の設計・建設段階から維持管理・運営段階の各業務を長期間にわたり一括して事業者へ委託することにより、事業者の幅広い能力・ノウハウが活用され、安定かつ効率的な事業の遂行を期待するものである。事業者の選定に当たっては、入札価格、設計・建設、維持管理・運営に関する技術及び事業遂行能力等を総合的に評価する。

なお、本事業は 1994 年 4 月 15 日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続には、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令 372 号）が適用される。

（２）審査の進め方

審査は、参加資格要件の充足を確認する「資格審査」と、提案内容を評価する「提案審査」の 2 段階にて実施する。「提案審査」は、入札価格や本事業の基本的条件及び要求水準を充足しているか否かを確認する「基礎審査」と、提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行う。

（３）審査体制

委員会は、入札参加者から提出された事業提案書をもとに「提案審査」のうち「総合評価」の審査を行う。委員会は、以下の 7 名の委員により構成される。

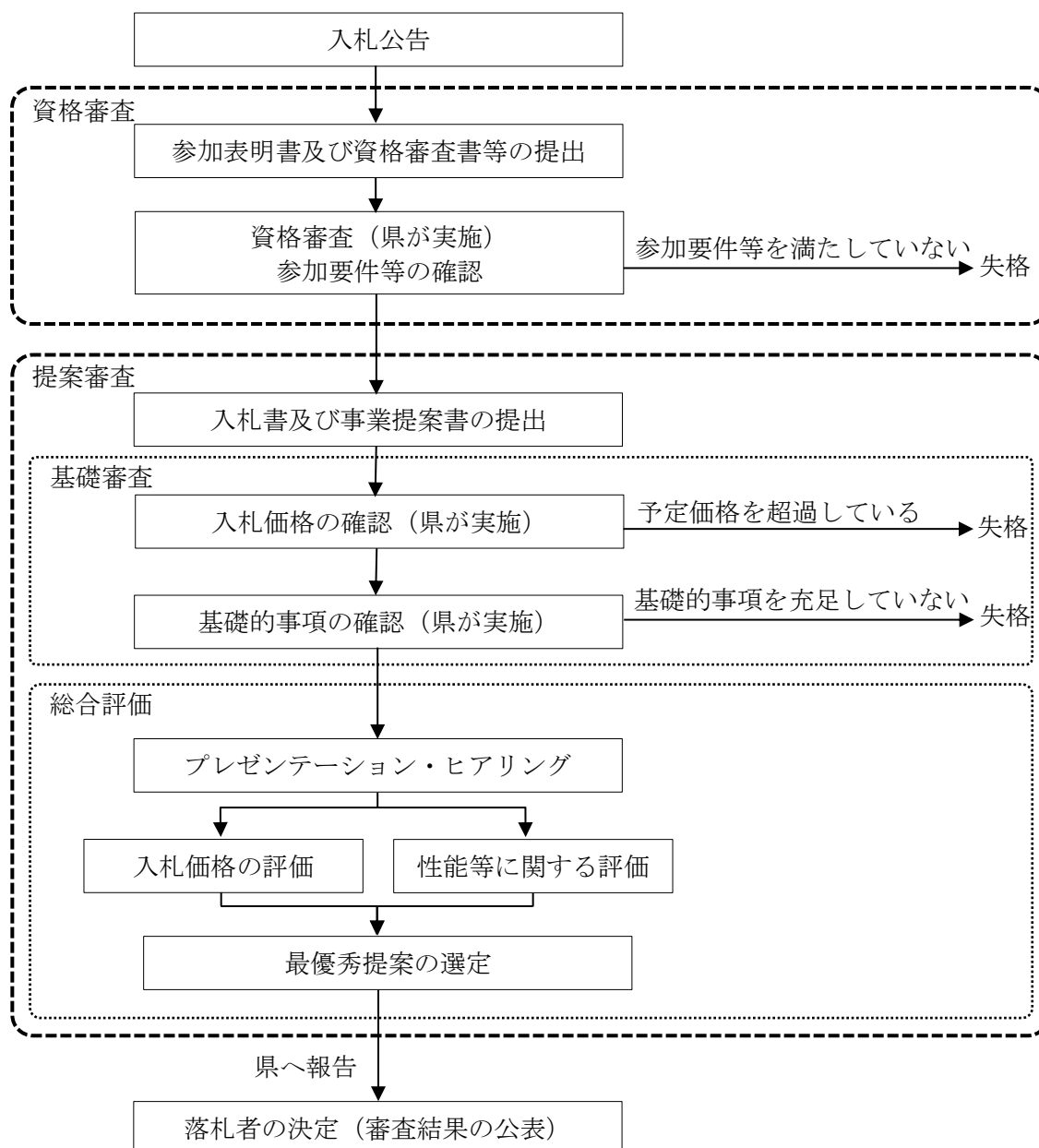
＜委員会の構成（敬称略）＞

区分	氏名	所属・役職等
委員長	加藤 義人	岐阜大学工学部客員教授 公益財団法人名古屋まちづくり公社 名古屋都市センター 特任アドバイザー
委員	寺西 浩司	名城大学理工学部教授
	原田 真由美	独立行政法人国立美術館 国立西洋美術館 副館長 （前 国立アトリサーチセンター 副センター長兼社会連携促進グループリーダー）
	菅谷 富夫	独立行政法人国立美術館 国立新美術館 館長 独立行政法人大阪市博物館機構 大阪中之島美術館 特別顧問
	丹生谷 美穂	渥美坂井法律事務所 シニアパートナー 弁護士
	若原 幸秋	若原幸秋公認会計士事務所 所長 公認会計士
	金山 敏和	愛知県県民文化局長

※委員に異動があった場合は、原則続投するものとし、続投できないやむを得ない事情がある場合は、後任者をもって充てるものとする。

なお、応募企業、応募グループの構成員及び協力会社が、落札者決定前までに、委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のため、働きかけを行った場合は失格とする。

3 審査の手順



4 審査方法

(1) 資格審査

参加表明書とあわせて応募者から提出された資格審査書類をもとに、県は、入札説明書に示す参加要件、資格要件についての確認審査を行う。このとき、県は、委員会の委員から意見を聴くことができることとする。資格審査の結果、参加要件等を満たしていない応募者は失格とする。

(2) 提案審査

ア 基礎審査

(ア) 入札価格の確認

県は、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内にあることの確認を行う。予定価格の範囲内にあることが確認された入札参加者は、基礎的事項の確認の対象とし、範囲外の入札参加者は失格とする。

(イ) 基礎的事項の確認

事業提案書に記載された内容が、下記の基礎的事項及び要求水準を充足していることの確認を行う。

a 提出書類の確認

提出を求めている書類が全て揃っており、指定した様式に必要な事項が記載されているか。また、事業提案書全体において、矛盾あるいは齟齬がないかの確認を行う。

b 要求水準書に対する提案内容の確認

各入札参加者の特定事業に係る提案内容が、県の要求する水準及び性能に適合していることに加え、任意事業も含めた本事業が実現可能であることの裏付けが示されていること及び必要な費用の裏付けが合理的であることの確認を行う。

c 事業遂行能力に関する確認

事業遂行能力を有した提案内容になっているか否かについて、以下の項目から確認を行う。

確認項目	確認内容
特別目的会社（SPC）の組成内容	・ 応募グループの場合、代表企業の出資比率が構成員の中で最も高くなっているか。 ・ 応募グループの場合、構成員全てが出資しているか。
資金調達の方法	・ 資金調達先(出資、借入)、調達額、調達条件(金利等)が明示されているか。
融資機関からの関心表明書の有無	・ 融資機関の関心表明書が添付されているか。(添付されていない場合、その合理的な理由が示されているか。)
借入金の返済能力	・ 借入金の返済を想定した収支計画となっているか。
保険の付保	・ 県の要求する保険の付保が予定されているか。
事業収支計画と施設整備計画等の整合性	・ 事業収支計画の前提条件が、施設整備計画等の提案内容と整合が取れた費用となっているか。また、算出根拠が明示されているか。
税金・金利等の前提条件の的確な設定	・ 税金、金利等の前提条件が的確に設定されているか。
計数の整合性	・ 各提案書類の計数の整合性が取れているか。
事業収支計算の適切性	・ 収支項目の設定、事業収支計算等が適切に行われているか。

確認項目	確認内容
スケジュールの合理性	・入札説明書等で定めた施設整備計画が守られ、かつ合理的な工程となっているか。

a～cの基礎的事項のうち、一つでもその要件に適合していない場合は、入札参加者に確認の上、失格とし、全ての要件に適合していると確認された入札参加者は、総合評価の対象とする。

イ 総合評価

(ア) ヒアリング

提案の趣旨等を確認するため、ヒアリング及び入札参加者によるプレゼンテーション並びに県との対話（以下「ヒアリング等」という。）の実施を想定している。また、ヒアリング等においては、統括管理責任者の予定の者及び事業者（特別目的会社）の代表の予定の者に加え、各業務の責任者も出席者に含むものとする。

(イ) 入札価格の評価【20点】

入札参加者の入札価格は、以下の考え方にに基づき得点化を行う。なお、入札価格点については、算出された得点の小数点以下第3位を四捨五入して評価する。

$\text{入札価格点} = 20 \text{ 点} \times \text{入札参加者中最低の入札価格} / \text{各入札参加者の入札価格}$
--

(ウ) 性能等に関する評価【80点】

提案内容の評価する際の審査項目・配点は、以下のとおりとし、評価の視点については、別表のとおりとする。

審査項目	配点
計画全体に関する事項	14点
設計・建設業務に関する事項	24点
開館準備業務・運営業務・付帯業務に関する事項	24点
維持管理業務に関する事項	12点
任意事業に関する事項	6点
合計	80点

ヒアリング等を踏まえ、審査項目ごとに評価の視点に挙げた事項を考慮した上で、要求水準を超えた優れた内容であるか、要求水準を達するための具体的で実現可能な方策が記載されているかどうかの程度に応じて加点を行う。

また、各審査項目において、要求水準を充足しない提案内容があった場合は、失格とする。

提案項目の加点方法は以下のとおりとする。加算点の評価は各項目において、A～Eの5段階評価とする。

なお、提案内容の品質を確保する観点から、性能等に関する評価の合計点が20点未満であった場合は、最優秀提案として選定されないことがある。また、性能等に関する評価の合計点が20点以上であっても各項目（ただし任意事業を除く）においてE評価があった場合は、最優秀提案の選定に当たって委員会において協議する。

評価	評価内容	採点基準
A	特に優れている	各項目の配点×1.00
B	優れている	各項目の配点×0.75
C	やや優れている	各項目の配点×0.50
D	標準的である	各項目の配点×0.25
E	劣っている	各項目の配点×0.00

(エ) 最優秀提案の選定

入札価格の評価による点数（20 点満点）と性能等の評価による点数（80 点満点）を合計して総合評価点を算出し、総合評価点が最大となる提案を最優秀提案として選定する。

(3) 落札者の決定

委員会は、入札参加者の提案内容に対して、総合評価点が最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定する。ただし、総合評価による得点の最も高い提案が同点で複数ある場合には、同点の者の中から性能等に関する評価点数が最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定し、性能等に関する評価点数が同点の場合は、当該者がくじ引きを行い、最優秀提案者を選定する。

県は、委員会による審査結果を踏まえ、最優秀提案者を落札者として決定し、その結果を入札参加者に通知するとともに公表する。

別表 審査項目（80 点満点）

A 計画全体に関する事項（配点 14 点）

審査項目	評価の視点	配点	対応様式
事業実施の基本方針、実施体制	・事業目的等を十分に理解し、「愛知県美術品等共同収蔵庫整備基本計画」を踏まえた本事業の基本方針が提案されているか。 ・事業期間を通じて、本事業を確実に遂行するための実現性の高い実施体制となっているか。 ・維持管理業務や運営業務等を担う専門的な人材の配置等、本事業に関する十分な知識・実績を有する担当者が適切に配置されているか。 ・県や県立 3 施設との連携・協議・連絡が確実かつ円滑に実施されるための有効な体制が示されているか。 ・全体最適の視点を持ち、安定的かつ円滑に本事業を推進していくことに資する統括マネジメントの考え方が示されているか。	7 点	様式 A-1
事業の継続性、収支計画	・想定されるリスクを適切に分析し、リスクに対する防止策や対応策が具体的かつ効果的な提案となっているか。 ・本事業のガバナンスを適切に維持しうる効果的なセルフモニタリングの方法が、具体的に示されているか。 ・収益・費用の各項目が適切に計上され、安定的な収支計画となっているか。 ・収益・費用の各項目の設定の根拠や考え方が明確かつ妥当であり、提案している事業内容に見合ったコスト計上や、本事業の実施の基本方針と符合しているか。	7 点	様式 A-2

B 設計・建設業務に関する事項（配点 24 点）

審査項目	評価の視点	配点	対応様式
建築計画	・作品収蔵施設として安心安全なスペック・セキュリティを有する計画となっているか。 ・IPM（総合的有害生物管理）の考え方を踏まえ、作品への生物被害リスクの低減に資する機能性に配慮した計画となっているか。 ・施設全体の諸室配置及び動線計画について、施設の特長や各機能の連携を踏まえた、適切かつ具体的に優れた提案が示されているか。 ・公開機能を有する諸室について、作品の保存環境及び利用者の鑑賞環境の双方に配慮した建築・設備計画が提案されているか。 ・公開エリアについては、知的好奇心が高まるような、魅力ある空間デザインとなっているか。 ・地域の歴史、文化及び風土の特長を十分考慮し、周辺環境に調和した魅力ある施設デザインとなっているか。	12 点	様式 B-1

審査項目	評価の視点	配点	対応様式
	付帯業務（営業倉庫）として利用する収蔵室について、将来的な県立3施設の利用を見据え、収蔵環境の確保や必要機能の導入が円滑に行えるよう配慮された具体的な提案が示されているか。		
構造計画、設備・備品計画	- メンテナンスがしやすく、将来の改修に対して柔軟に対応できる構造計画、設備・備品計画となっているか。 - 災害時における施設及び作品の被害低減や、災害発生後の早期復旧及び機能回復に資する安全性に配慮した提案となっているか。 - ZEB 及び CASBEE の達成に加え、建築計画、設備計画及び運用を見据えた総合的な環境性能の向上に資する提案となっているか。	6 点	様式 B-2
施工計画	- 施工計画及び仮設計画について、騒音・振動の抑制、景観への配慮等、周辺環境への影響低減に資する具体的かつ優れた提案が示されているか。 - 設計業務及び建設工事において、事業スケジュールを確実に遵守するための工程管理やリスク対策について、具体的かつ優れた提案が示されているか。 - 設計から開館までのスケジュールについて、関係機関との調整や適正な検査期間などを踏まえた実現可能なスケジュールが提案されているか。 - 空気環境（温湿度・有害ガス等）が作品保存等に適当な基準値以内に収まるよう効果的な対策が講じられているか。	6 点	様式 B-3

C 開館準備業務・運営業務・付帯業務に関する事項（配点 24 点）

審査項目	評価の視点	配点	対応様式
開館準備業務、広報業務（開館準備期間、開館後含む）	- 空気環境が基準値以内に収まった後、県や県立3施設と連携しつつ、迅速に作品移設体制に移る計画となっているか。 - 積極的な集客のための取組方針や、県内外に対して本施設の意義・魅力を発信するための効果的な広報戦略が計画されているか。 - 周辺地域等をはじめとした他施設との連携による利用促進が検討されているか。	6 点	様式 C-1
教育普及業務	「保存を通じた教育普及」という施設の機能に立脚し、県や県立3施設との協働と連携を図り、保存の取組等について学べる企画を提供する計画となっているか。 - 公開エリアの空間デザイン等を活かした、魅力的かつ常時学ぶことができるコンテンツが計画されているか。 - 子どもから大人まで幅広い世代を対象とし、参加・体験等がしやすく、魅力的かつ親しみのあるプログラムとなっているか。また、継続的な実施により多くの方が参加・体験等できるような計画となっているか。	9 点	様式 C-2

審査項目	評価の視点	配点	対応様式
付帯業務（営業倉庫）	・営業倉庫運営に係る取組方針や預託品が、IPM 管理など、共同収蔵庫の基本的な機能を尊重し、配慮した計画となっているか。 ・本施設のスペースを効率的に活用する計画となっているか。 ・美術品等の収蔵スペースの不足という社会的な課題を意識した計画となっているか。 ・安定的かつ現実的な収支計画となっており、また県への収益還元を行い、県の財政負担の軽減に寄与する提案となっているか。	9 点	様式 C-3

D 維持管理業務に関する事項（配点 12 点）

審査項目	評価の視点	配点	対応様式
建築物等の機能・性能保持	・施設が常に機能・性能を発揮し最適な状態を保つため、故障等を防止するとともに、故障時の緊急対応等が見込まれた計画となっているか。 ・省エネ、省メンテナンスによる具体的かつ効果的なランニングコストの削減策が提案されているか。 ・各諸室の特性や利用状況に応じた清掃業務の内容、頻度、体制等が具体的に示されているか。	4 点	様式 D-1
作品の保全	・指定された温湿度の維持等、適切な空調運転を行い、作品の収蔵・公開環境を保持する、効果的な方策が計画されているか。 ・事業期間にわたって IPM を実践する効果的な方策が計画されているか。 ・被害発生時の迅速な対応等、影響を最小限化するための効果的な方策が計画されているか。 ・警備計画を含めた防犯・防災・非常時対策について具体的な提案がなされているか。	8 点	様式 D-2

E 任意事業に関する事項（配点 6 点）

審査項目	評価の視点	配点	対応様式
任意事業	・特定事業の価値を高め、相乗効果が期待できる具体的かつ実現可能性の高い事業が提案されているか。 ・実施企業や事業計画など、実現可能かつ具体的な方策が提案されているか。 ・県への収益還元を行い、県の財政負担の軽減に寄与する提案となっているか。	6 点	様式 E